

第68回国有財産北陸地方審議会

平成21年12月9日

北 陸 財 務 局

国有財産北陸地方審議会委員名簿（敬称略）

安宅 建樹	（株）北國銀行 代表取締役頭取
稲山 幹夫	稲山織物（株）代表取締役社長
角間 俊夫	カナカン（株）代表取締役会長
谷 明彦	金沢工業大学 環境・建築学部教授
永原 功	北陸電力（株）代表取締役社長
中村 明子	弁護士
羽場 千尋	一級建築士
本田百合子	公認会計士
水上 誠子	ダートコーヒー（株）代表取締役会長
八木 孝男	（株）ヤギコーポレーション 代表取締役会長
横井 広明	（財）日本不動産研究所 北陸支社長
横山 朱門	（株）北國新聞社 論説委員長

（五十音順）

第68回国有財産北陸地方審議会 会議次第

開催日時 平成21年12月9日(水) 14:30～15:30

開催場所 金沢新神田合同庁舎 8階 特別会議室

	ページ
1. 開 会	1
2. 北陸財務局長挨拶	1
3. 会長選出	3
4. 会長挨拶	4
5. 会長代理指名	5
6. 境界査定部会の部会長及び部会委員指名	5
7. 報告事項	5
8. 閉 会	15

1. 開 会

管財総括課長 大変お待たせをいたしました。

ただいまから第68回国有財産北陸地方審議会を開催いたします。

私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます北陸財務局管財部管財総括課長の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、本審議会の定足数につきましてご報告申し上げます。本審議会は12名の委員で構成されておりますが、本日は11名のご出席をいただいております。これは、国有財産法施行令第6条の8の規定によります「委員の半数以上の出席で会議を開き」という条件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

2. 北陸財務局長挨拶

管財総括課長 それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、北陸財務局長の藺田がご挨拶を申し上げます。藺田局長、お願いいたします。

藺田局長 北陸財務局長をしております藺田と申します。よろしくをお願いいたします。

第68回の国有財産北陸地方審議会の開催に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、師走の業務の非常にお忙しい中、審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素から、国有財産行政はもとより、財務行政あるいは金融行政にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

この国有財産北陸地方審議会につきましては、国有財産法の規定に基づき設けられておりまして、北陸財務局管内の国有財産の管理、処分につきまして、学識経験豊富な皆様方から幅広くご意見を伺うというものでございます。

第1回の審議会につきましては昭和32年という古い時代から開催しておりますので、約半世紀以上、そういった歴史が続いているところであります。その間、委員の皆様方には、審議会の開催の都度、諮問事項並びに報告事項につきまして貴重なご意見を賜ってまいりました。

また、この半世紀の間に、国有財産行政も、我が国の経済社会の構造的な変化や行政ニーズの質的な変化に伴いまして、幾度か大きな転換を経験してまいりましたが、平成18年

4月に国有財産法が40年ぶりに全面的に改正されましたほか、一連の国有財産制度改革が推し進められてきました。これによりまして、国有財産の適正な管理を旨として従来は行政を行っていたのでありますが、現在は効率性を一層重視した行政へと大きく転換したところであります。

国有財産制度改革の詳しい内容につきましては割愛させていただきますけれども、未利用国有地の処分におきましては、公用・公共用優先の考え方を原則としつつ、効率性の向上を図るという観点から、より速やかに、かつ透明で公平な手続に従って行うものとされているところであります。

本日は諮問事項はございませんけれども、国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議の開催結果等につきまして、ご報告をしたいと考えております。

この地方有識者会議につきましては、ご案内のとおり、北陸財務局管内にあります国有財産の一層の有効活用を図るためということで、庁舎等使用調整計画等につきまして専門的、実務的な検討を行い、幅広く貴重なご意見を頂戴するという趣旨で、平成19年1月に設置された会議でございます。

なお、谷委員と横井委員におかれましては、地方有識者会議のメンバーとしましても、当局が実施いたしました庁舎等の使用効率等実態監査の結果に基づきまして作成した庁舎等使用調整計画（案）について、ご検討をいただいております。本席をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。

皆様方には、本日の報告事項に限らず、国有財産行政に関するあらゆる事項につきまして、忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

[委員の紹介]

管財総括課長 それでは、議事に入ります前に、今回は委員改選後、最初の審議会でございますので、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。甚だ勝手ではございますが、50音順とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

株式会社北國銀行代表取締役頭取の安宅建樹様でございます。安宅様は今回新任でございます。

稲山織物株式会社代表取締役社長の稲山幹夫様でございます。稲山様も今回新任でございます。

カナカン株式会社代表取締役会長の角間俊夫様でございます。

金沢工業大学教授の谷明彦様でございます。

北陸電力株式会社代表取締役社長の永原功様でございます。

弁護士の中村明子様でございます。

一級建築士の羽場千尋様でございます。

ダートコーヒー株式会社代表取締役会長の水上誠子様でございます。

株式会社ヤギコーポレーション代表取締役会長の八木孝男様でございます。

財団法人日本不動産研究所北陸支社長の横井広明様でございます。

株式会社北國新聞社論説委員長の横山朱門様でございます。横山様も今回新任でございます。

なお、本日は、公認会計士の本田百合子様のご都合により欠席されております。

続きまして、北陸財務局の出席者を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました北陸財務局長の藺田でございます。

総務管理官の坂本でございます。

管財部長の林でございます。

富山財務事務所長の木勢でございます。

福井財務事務所長の中川でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

3. 会長選出

管財総括課長 それでは、最初に会長の選任につきまして、北陸財務局長から説明をさせていただきます。

藺田局長 本日の審議会は、本来であれば、会長に招集をお願いするところでありましたが、委員の改選後初めての審議会でありますので、まだ会長が選任されておられません。このため、私どもの方から招集させていただきましたことを初めにお断りさせていただきます。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定に基づき、委員の互選により委員の方々の中から選任することとされております。

また、会長代理及び境界査定部会の部会長と同部会委員につきましては、同じく国有財産法施行令第6条の5及び第6条の6の規定に基づきまして、会長にご指名をいただくこととなっております。

それでは、会長の選任に入らせていただきますが、どなたかご意見がございましたら賜りたいと思います。

八木委員 会長選任の件ですが、北陸電力の社長でもいらっしゃる永原委員に引き続き会長をお願いしたらというふうに思っております。

藺田局長 ただいま八木委員から、永原委員に引き続き会長をお願いしたいというご提案がございましたけれども、委員の皆様、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

藺田局長 それでは、ご異議がないようでございますので、委員の互選ということで、永原委員に国有財産北陸地方審議会会長にご就任いただくということで決定させていただきます。

永原委員には大変お手数をおかけいたしますけれども、今期の会長をよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ会長席の方へお移りいただければと思ひます。

〔永原委員 会長席に移動〕

4. 会長挨拶

管財総括課長 それでは、恐れ入りますが、永原会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

永原会長 会長に選任されました永原でございます。よろしくお願ひします。

この国有財産北陸地方審議会は、国民共有の貴重な財産であります国有財産の利用、活用あるいは処分といったことにつきまして、調査、審議する重要な会議でございます。

また、国有財産の利用、活用につきましては、国民の関心も高いところでございますので、適切な処理を行うことが社会的にも強く要請されているところでございます。

したがいまして、皆様方からの幅広いご意見をいただきまして、その役割を果たしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

推挙いただいたところでございますので、会長として、できる限りスムーズな議事運営ができますように努力したいと考えております。

したがいまして、各委員の皆様方におかれましても、是非ともご協力を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

5. 会長代理指名

6. 境界査定部会の部会長及び部会委員指名

永原会長 それでは最初に、お手元に今日の議事次第があるかと存じますが、先ほど財務局長からご説明がありましたように、この審議会の会長代理の指名と境界査定部会の部会長並びに委員の指名をさせていただきたいと存じます。

財務局長からもお話がありましたように、いずれも国有財産法の施行令によりまして、会長が指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきたいと存じます。

会長代理につきましては、角間委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

境界査定部会の部会長につきましては、中村委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

境界査定部会の委員につきましては、横井委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いします。

管財総括課長 永原会長、どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思っております。永原会長、よろしく願いいたします。

7. 報告事項

「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議」の開催結果等について

永原会長 それでは、次の議題であります報告事項の「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議」の開催結果等につきまして、事務局からご説明をお願いします。

管財部長 管財部長の林でございます。よろしく願いいたします。

本日は付議事項はございませんが、報告事項を2件ほどさせていただきたいと考えております。

スクリーンを用意しておりますけれども、少し見にくいかもしれませんので、お手元と同じ資料を用意させていただいておりますので、そちらの方をご覧いただきながらお聞きいただければと思っております。

それでは、報告事項の1件目としまして、「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議の結果」につきまして、ご報告させていただきます。

これは、前回の当審議会以降に開催されました有識者会議、これが本年3月25日に開催されました第11回の会議になるわけですけれども、本日のご報告の内容としましては、ここでの議論を踏まえて決定いたしました福井市にございます春山合同庁舎の使用調整計画についてのご報告でございます。

なお、前回の当審議会におきまして、「高岡市にあります高岡法務合同庁舎の使用調整計画につきましては、継続事案となり、再度、使用調整計画を策定することになった」旨報告させていただいておりましたが、その後の事情によりまして、有識者会議での議論を延期させていただいております。その経緯等につきましては後ほどご説明させていただきます。

まず地方有識者会議でございますが、先ほど局長の挨拶にもございましたが、その開催の経緯等につきましては、既にご説明させていただいていることもございますので、詳細な説明は省略させていただきますけれども、私どもの業務の一つに、今申し上げました庁舎等の使用調整業務というものがございます。

庁舎の効率的な使用を図るという観点から、文字どおり、使用状況あるいは使用形態を調整するというものですが、その実施に当たりましては、一定規模以上の調整面積——600m²以上でございますが——にかかわるものにつきましては、財務大臣が財政制度等審議会に諮った上で使用調整計画を決定するとされております。地方有識者会議は、この審議会での検討に資するために、地方の意見を聴取するという趣旨で開催されているものでございます。

それでは、資料1の3ページをまずご覧ください。

この使用調整計画につきましては、後ほど資料2の方でまたご覧いただきますけれども、平成18年と19年の2年にかけて行いました実態監査の結果、この福井春山合同庁舎につきましては、4階、5階、6階に入居しております福井地方法務局や、10階にございます金沢公安調査事務所などにおきまして、約860m²の余剰部分、効率的な使用を図る部分があるということが認められたこと、及び7階と8階の法務局の分室、ここは従来の紙ベースでの登記簿から電子媒体に移行したことに伴う電子登録ファイルのバックアップ及びその他システム管理などを行うバックアップセンターというものが入っておりますが、これが平成22年度末までに統廃合する。全国で50カ所ほどあるのですが、これが4カ所ほどに

統廃合する。こういったことに伴いまして、約1,160m²の空きスペースが生じ、先ほどの余剰分860m²と合わせて、合計で約2,000m²の部分につき使用調整を図るというものでございます。

使用調整の主な内容としましては、右側にちょっと出ておりますけれども、福井市内の単独庁舎に入居している官署等に、そこから出ていただきまして、こちらに入居していただき、売却財産を創出することとしているほか、下の方でございますけれども、テナントに入居している官署にもそこを出ていただきまして、こちらに入居していただいて借りを解消することとしております。

具体的には、資料の4ページをご覧ください。右側の枠で囲まれた部分でございますが、前後、順番が入れ替わっておりますけれども、そこでございますように、売却可能財産の創出を目的としまして、私どもの福井財務事務所、金沢国税局の福井集中簿書庫、自衛隊の福井地方協力本部に新たに入居していただき、また借りを解消を目的としまして、近畿厚生局の福井事務所にも新たに入居していただくほか、既存の入居中の官署につきましても所要の調整を行っております。この使用調整計画によりまして、計画案の策定時においてではありますけれども、約2億5,000万円の財政効果が見込まれております。

なお、左側の枠で囲まれた部分、これは福井地方合同庁舎についてですけれども、まだ使用調整計画としては決定しておりませんし、今後の動向により見直しもあり得るわけですが、同様に、売却可能財産の創出を目的としまして、福井農政事務所に入居していただくことを検討しておりました。こちらにつきましては、約2億1,000万円の財政効果が見込まれております。

なお、資料の1ページにつきましては、春山合同庁舎の現況につきまして記載してございます。平成7年築で、14階建て、地下2階という状況になってございます。

それから、資料の2ページでございますが、これは先ほどの2,000m²の官署ごとの調整状況などを記載してございます。

この福井春山合同庁舎の使用調整計画（案）につきましては、有識者会議におきましてメンバーの方々からいろいろご意見をいただいたわけですが、ここでは5点ほどご紹介をさせていただきます。

1点目は、建物を解体する場合と解体しない場合との違いについて。また、解体しない場合、建物はその後どのように活用されるのか、処分されるのかというご趣旨かと理解しておりますけれども、そういったご意見でございます。

2点目は、地方公共団体において取得の要望を行うに当たり、情報を事前に提供いただくと、施設整備を計画する際の参考になり有難いというご意見でございます。

3点目は、自衛隊が合同庁舎に入居する場合、セキュリティー面で問題にならないか。アメリカでは、同時テロが発生した際、合同庁舎の地下駐車場等には一般車が入れなくなった。そうした危機管理もある程度必要ではないかというご意見でございます。

4点目は、官署の統廃合や合理化は、財政面から見るとよいことであるけれども、人のほか、権限まで引き揚げられると、地方が疲弊するだけの結果になりかねないというご意見でございます。

5点目は、入居官署が少なく余剰面積が生じている合同庁舎の場合、合同庁舎そのものを処分し、別地で借受けにより対応することが場合によっては効率的ではないかというご意見でございます。

当局におきましては、これらの意見を踏まえまして、使用調整計画（案）を取りまとめ、財務省に報告し、財務省では本年6月18日、財政制度等審議会に諮問し、答申をいただきまして、財務大臣が当局案のとおり計画を決定いたしております。

続きまして、資料2をご覧いただきたいと思っております。

今回の使用調整計画（案）策定の流れといたしましては、こちらの方を先にご説明すべきだったかもしれませんが、1ページは、18年度、19年度にかけて、自衛隊の基地や刑務所といったものを除いて、ほぼ悉皆的に行われました実態監査の結果、余剰が認められ、使用調整が必要となった庁舎を県別に集計したものです。

上の表が余剰面積が600m²以上の庁舎で、下の表が150m²以上600m²未満の庁舎でございます。

600m²で分けておりますのは、これより大きいものにつきましては、これまで申し上げてまいりましたように、財務局において有識者会議に諮り、計画案を策定後、財政制度等審議会の答申の上で財務大臣が計画を決定することになるのに対しまして、これより小さい下段の方につきましては、財務局長が調整を行うことになるもので、これは国有財産法10条に基づくもので、次の資料にも出てまいりますけれども、「10条調整」と言っておりますが、そうした主体や手続が異なることによるものでございます。

2ページ以降はその内訳になっておりまして、薄く緑色で網かけしてある庁舎につきましては、使用調整計画が策定済みのものでございます。

2ページが600m²以上のもので3県分、合計9件ほど上がっております。

3 ページ以降が600m²未満のもので、3 ページが石川県分で8 件、4 ページが富山県分で8 件、5 ページが福井県分で8 件と、いずれも8 件ずつとなっておりますが、いずれも実態監査時点での状況でございます。

今後の使用調整におきましては、この網かけされた庁舎以外の庁舎が中心になると思っておりますけれども、新政権になったこともございまして、その後の状況の変化等を踏まえ、必要な見直しを行いつつ調整を進めていくことになろうかと考えております。

以上が報告事項の1 についてでございます。

次に、報告事項の2 件目としまして、資料の最後の方でございますが、「10条調整、高岡法務合同庁舎」をご覧くださいと思います。

10条調整といいますのは、先ほど申し上げましたように、国有財産法10条による調整で、調整面積の少ないもの、600m²未満ということで、財務局限りで行える調整事案ということになります。

冒頭で触れましたとおり、高岡法務合同庁舎の使用調整計画につきましては、有識者会議での議論を延期させていただきましたが、まずこの点につき少し詳しくご説明させていただきます。

高岡法務合同庁舎の使用調整計画につきましては、今ご説明させていただきました第11 回の有識者会議の開催時点では、関係官署との調整は終了しておりました。

資料の最後のページをご覧くださいますと、左下の青い四角の部分でございますように、高岡法務合同庁舎の既入居官署には、富山地方検察庁高岡支部、富山地方法務局高岡支局、富山刑務所高岡拘置支所の3 つがございますけれども、そのうちの富山地方法務局高岡支局が、右上の茶色っぽいところがございますけれども、平成22年4 月に、現在建設中がございますが、3 月に完成予定の簡易庁舎に入居する予定となっております。その退去後の空きスペースに、北陸農政局の高岡統計・情報センターと富山農政事務所地域第一課に入居していただくほか、既入居の富山地方検察庁高岡支部の狭隘解消を目的とした使用調整を行うという計画案を策定しておりました。しかしながら、昨年12月8 日に、地方分権改革推進委員会から地方農政事務所を廃止するという2 次勧告が出されたことから、当局としましては、今後の方向性を確認すべく、地方分権改革推進本部、今度は本部で政府の組織になりますけれども、その本部から平成20年度末に出されるとされておりました、いわゆる15系統の官署に係る工程表、「出先機関改革に係る工程表」と言われているものでございますけれども、その動向を注視しておりました。ところが、発表されました「出先機関改革

に係る工程表」では、事務権限の見直しや組織の改革、また人員の移管につきましては、21年中を目途に策定されることとされた改革大綱に盛り込まれる、いわば先送りにされたような形になりまして、組織の統廃合等に伴う職員数につきましては、この改革大綱が出される本年末まで確定しないことになりまして、使用調整面積を算定することが困難な状況になりました。

このように、入居の官署、職員数や売却予定財産を確定することができなくなり、非常に不確定要素が多くなってしまったことから、ご議論いただく状況にはないと判断いたしまして、今年4月に開催を予定していました12回目の有識者会議は延期させていただいた次第でございます。

このように、有識者会議での議論が困難となりましたことから、資料の吹き出しにございますけれども、当局としましては、富山地方検察庁高岡支部についてのみ、10条調整として狭隘の解消を目的とした調整を今年6月に先行して行ったところでございます。

なお、残余のスペースにつきましては、改革大綱に代わる方針が決定され次第、順次、10条調整を実施する予定としております。

先ほど申し上げましたように、新政権等になりまして、この改革推進本部もいったん廃止されて別の組織に組み替えられておりまして、今後の状況は非常に見通しにくいわけですが、引き続き10条調整を実施していこうという考えでおります。

報告事項については以上でございます。

永原会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項の「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議」の開催結果等につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いしたいと存じます。

中村委員 ただいまご報告いただいた財政効果の金額は、どんな基準というか、どういうものを使って算出されたのか、ご説明をお願いいたします。

管財部長 具体的な評価方法については控えさせていただきたいのですが、基本的には路線価ベースで算定したものでございます。

中村委員 わかりました。

永原会長 ほかにございませんか。

安宅さん、お願いします。

安宅委員 初めての出席であれなんですけれども、何か国の会計の仕方と我々民間人の感覚が相当違うものですから、物を売ったから財政効果が出てくるというのがよく意味がわ

からなくて、もう1つは、いろいろスペースが余るからこうした方がいいですよという中身は、せっかく建ててあるのだから、壊れそうになるまで残して使うとか、あるいはランニングコストみたいなものであるとか、そういうもののトータルでの損得というか、国民にとって税金が少なくなるものですから、どういう考えでスペースをあっちにやったりこっちにやったりするのか。我々の感覚だったら、せっかく建てて、売ったら、例えば今の状況ですと、簿価割れして損が出る。損が出るくらいだったら使った方がいいよという感覚が我々民間ですとあるものですから、どんな判断で統合されているのか、あまりにも会計の仕方が違うものですから、ちょっと教えていただきたいなと思います。

管財部長 まず、基本的に新しい建物を売却するということはございませんで、基本的にはかなり老朽化したものを売却の対象にしているということがございます。

それから、基本的に、非常に厳しい財政状況ということで、いわゆる財政面への貢献が強く出ているというのが正直なところでございます。

安宅委員 損得というか、移した方がいいよという判断には簿価というのはないのですね。造った時に経費支出を全部処理されて、バランスシートがないのですね。資産勘定というのが。だから、極端なことを言ったら、1円で売れても、1円財政に貢献するという、こういう感じなんですか。

管財部長 基本的には、売却されても、最終的に一般競争入札にかける場合には、その時点での評価をかけて行いますので、さすがに1円ということはありませんけれども、確かにバランスシートみたいな話はございますけれども、基本的には、資産負債改革といって、小さな政府を目指すということで、その時点、時点における価格で処分をしていって小さな政府を目指すというのが当時の政府の一つの方針であったということも、こうした動きの背景にあるということでございます。

安宅委員 そうすると、できるだけ既存のものに集中して、余分なスペースを処分した方が貢献することになる仕組みになっているということなのですね。

管財部長 小さな政府と、それから先ほどご挨拶にもございましたけれども、適正な管理から効率性重視という形になっているものですから、既存の庁舎で余剰分がある場合にはこういった形で調整をしまして、その結果、売却可能なものであれば、積極的に売却を行って財政貢献を果たそうというスタンスで来ていたということでございます。

藺田局長 結局、無理やりに移転、集合させているわけではなくて、組織も経年とともに膨らんだり縮んだりしているわけですね。膨らんでいるところは狭隘になってきますので、

そこは何か手当てをしなければならないのですが、ある一定の行政目的を達成しますと、その組織そのものが少人数で済むような形になってくる場合に、そこに無駄が出ていないか。そういった無駄を洗い直すことによって、空いたスペースにできるだけ効率性を重視して集約化を図ろうということでありまして、集約化を図ることにより、また二次的に空きスペースが出るものがありますので、その空きスペースが不要であれば、将来使う見込みがなければ売却していこう。国が持っている財産を可能な限り圧縮していこうといいますが、無理やりに圧縮しているわけではないのですけれども、不要なものについては圧縮をして売却を図る。

片方には、昨今の、最近始まったことではないのですが、財政収入の中で、基本的には税収が大宗を占めるのですけれども、それ以外の収入というのもございますので、その一部として売却したものを充てて年度の一般の費用に活用していこうということでもあります。

それともう1つは、簿価の話が出ておりましたけれども、簿価をどの時点で算定するかについては、非常に古い時代からある土地もありますし、必要となって購入したものもありますので、一概に、どの時点での簿価が出てくるかは別ですが、売却については、当然、国民の財産を処分するということでもありますので、1円でも高く売ればよいということと、それから適正な価格で売却をする。要するに、国民共有の財産を処分するわけでもありますので、国民に負担がかかるような形になるのは好ましくありませんので、そんな意味で、適正な価格をもって売却しております。なおかつ、公平あるいは透明性ということを考えてまして、通常は一般競争入札に付しております。その前に、本来的には公用・公共用での利用価値があればそれが優先されますけれども、それがなければ通常は一般競争入札で売却をしていくという形に流れとしてはなっております。

先ほど説明の中で若干見直してみたいな話がありましたのは、将来、国の出先機関をどう整理していくか、あるいは地方へ移管した方がいい仕事があるのではないかと、そんな議論の中から、先行きが見えない形になってきたもの、そういった議題に上ってきた組織が何か所か生じたので、それらについては、もう少しその推移を見ないと、処分してしまっているものか、あるいは引き続き国が活動しなければならない組織として残るのであれば、その財産を残しておかなければならない。そこに若干今、不透明感が出ておりますけれども、基本的な流れは、先ほど言いましたように、できるだけスリム化を図り、効率化した後、利用しないことが見込まれる財産については処分をして財政収入の一部に充てましょうという、そんな大きな流れで動いているのだと思っています。

谷委員 有識者会議に関わらせていただいている者なのですが、前政権の下でやっていたわけで、政権が代わって多分枠組みも変わってくると思うんですけども、以前の政権の下でやっていた意義を私はこういうふうに解釈していたんですね。

一般的な企業、産業の社会では、変化というのはものすごく急速に起こって、いろんなことに対応がどんどんできているのに、公的セクターはなかなか変化できないということで、例えば省庁ごとに建物を持っていたりとか、宿舎を持っていたりとか、片一方の省庁で空いていてもほかの省庁は入れないとか、お互いに融通できないとか、あるいは民間に貸すこともできないとか、そういういろんな縛りがあるって、こういうものを少しずつほぐしていく必要があるんだろうというのが一つの目的で、もちろん財政上貢献するというのもあったと思うんですけども、恐らく財政上貢献できるのは大都市で、地方はそれほど、そう言っただけ失礼ですけども、微々たるものしか出てこないんで、私は財政上よりも、そういう時代の流れにうまく公的セクターも対応していくという面において意義があると思っています。

特に都市の、例えば中心部のいいところに、N銀行のように、香林坊のど真ん中にどんとあって、街の連続性が妨げられているとあって、いろんなところから批判を浴びているような場所があるわけですね。ですから、そういうものも、すぐにはできないんですけども、少しずつほぐしていくきっかけになればいいなというふうに、私はそういうふうに理解して参加させていただいています。

羽場委員 同じような意見になるかと思いますが、福井の財務事務所の財産なわけですけれども、これは建物も残してということで考えればよろしいのですか。資料の2ページの「その他参考となるべき事項」のところで、宝永の方の財産に、敷地ということで1,190 m²となっていますけれども、4ページを見ましたら、建物を残して跡地売却というふうに記載されていて、先ほど、有識者会議の方でも、建物を残す場合と残さない場合とどういう違いがあるのかというご意見があったということをお伺いしたが、私としても、この福井の財務事務所の建物というのは、お泉水通りという歴史的な非常にいい雰囲気のところ建っている建物なので、できればこの建物を残して、公共的とまでは言わないですけども、やはり公共性の強い使用目的で、耐震的に問題なければそのまま使っていて、問題があるならば、耐震補強しながらでも使っていた方がいいんじゃないかなと思います。

売却してそこにパチンコ屋とか何かが建つようなことがあると、都市計画としても非常

に不安が残りますので、売れば良いというものじゃなくて、その後の活用までも関与できるような方向性を見出していただけるといいなと思います。

管財部長 この福井につきましては、4ページに「建物存置」と「跡地売却」と書き分けておりますけれども、例えば自衛隊の協力本部につきましては、かなり建物自体が古いので、これは解体せざるを得ないのかなという感じは持っておりますけれども、福井の財務事務所関係につきましては、実際、処分に当たりますのは、先ほど局長から話がありましたけれども、まずは公用・公共用優先となりますので、一般の地公体あたりに使用の要望があるかどうかを打診することになります。もし要望があればそこにとということになります。仮にそういったものがないということであれば、建物存置のままがいいのか、処分した方がいいのかというのをその時点でもう一度判断することになろうかと思います。

先ほどの建物を解体する場合と解体しない場合の違いについてですけれども、一般論として、基本的にはやはり古い建物については解体するのだろーかと思えます。ただ、利用が可能なものについては、建物は存置するという方向かなとは思いますが、そういう意味では、基本的には建物の耐用年数、経過年数が一つの基準、要素となろうかと思えます。それ以外にもその土地としての、先ほど委員が言われたように、どういったものが一番有効なのかという有効利用の観点もあろうかと思えますし、非常に技術的な話ではあるのですが、存置のまま売却して、その後、購入された方が取り壊す段階でアスベストとかそういった問題、いわゆる契約後のリスクといった問題もありますし、細かな話ですが、取壊し予算の有無といった話もあろうかと思えます。そういった幾つかの要素を勘案しながら、処分の段階で決定していくことになろうかと思えます。

永原会長 よろしいですか。

[質疑なし]

永原会長 いろいろ貴重な意見も拝聴できたかというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、質問がないようでございますので、このテーマにつきましてはこの辺で終わることにしたいと存じます。

以上をもちまして報告事項を終了させていただきます。

なお、本日の結果につきましては、当審議会の議事規則により、議事録等を原則公開することになっております。そのため、本日の審議会の概要につきましては、ただいま事務局が配付しております資料のとおり、記者発表することとしております。また、後日、各

委員の皆様のご了解を得た上で、北陸財務局のホームページに議事録を公開することと致します。

そういう従来の慣例もございますので、そのように取り計りたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

これを持ちまして、本日の審議会としての議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様には、議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

この後の進行を事務局をお願いいたします。

管財総括課長 永原会長、大変ありがとうございました。

[北陸財務局長閉会挨拶]

管財総括課長 それでは最後に、北陸財務局長よりご挨拶を申し上げます。

藺田局長 閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。

本日は本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、また長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。

貴重なご意見を賜りましたので、今後は、今日寄せられたご意見等を踏まえて、我々もまた改めてどういう形にするのが一番望ましいのかということも含めて種々検討していきたいと思っております。

国有財産行政につきましては、今大きな変革期にもありますし、また国民の皆様方からも大きな関心を寄せられております。私どもとしましても、従来以上に適切な管理処分が行っていきけるよう努めていきたいと考えているところであります。

委員の皆様方におかれましては、ただいまご意見をお伺いしましたところで、今後とも機会を見て、またご助言、ご指導を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

甚だ簡単でありますけれども、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

8. 閉 会

管財総括課長 本日の審議会は、これを持ちましてすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。